

麻酔科専門医新規申請について

麻酔科専門医(以下専門医)は、「麻酔科専門医に関する内規」及び「麻酔科専門医内規」施行に伴う移行措置に関する申し合わせ」に則って審査されます。

申請方法は Web 申請となります。下記の申請要領に従い指定の Web 画面に入力の上、書類を提出し申請手続きを完了してください。書類が届かない限り申請は完了しておらず、申請受理とはなりません。

また、一旦振り込まれた審査料はいかなる理由があっても返還されません。審査料を支払われ、書類が期日までに届かない場合は、申請未完了となる上に、審査料は返還されませんので十分ご注意ください。なお、審査書類は必ず郵送してください。

※新制度移行について

専門医新規申請においては、「2019 年度以降の[専門医機構認定]麻酔科専門医新規申請移行措置について」をご確認ください。

移行後は、2015 年度から開始される研修プログラムへの 4 年以上の参加や経験必要症例など申請資格が加わりますので、今後受験を予定されている方は新制度についても十分ご理解のうえご準備ください。

申請要領

申請資格

- 1) 申請する年の 3 月 31 日までに認定医の資格取得後満 2 年以上経過しており、申請する年の会費を完納していること。〈注 1〉
- 2) 認定医資格取得後、申請までの間、麻酔科関連業務に継続して専従〈*注 1〉していること。
- 3) 日本麻酔科学会の認定医資格取得から申請する年の 3 月 31 日までに、1 年以上認定病院で手術室における麻酔管理業務に専従していること。〈注 2〉
- 4) 申請する年の 5 年前の 4 月 1 日から申請する年の 3 月 31 日までに、所定の研究実績(5 単位)があること。
- 5) 申請する年の 5 年前の 4 月 1 日から申請する年の 3 月 31 日までの間に、AHA-ACLS、または AHA-PALS プロバイダーコースを受講し、実技試験申請時にプロバイダーカードの提出があること。

*注 1...休職期間を差し引いた専従期間が2年間以上必要です。

*注 2...専従とは、以下に掲げる業務に週 3 日以上携わっていることをいい、業務に従事する施設は複数にわたることができます。

ただし、基礎的研究のみ従事している期間は除きます。

- (1) 周術期における麻酔管理に関する臨床または研究
- (2) 疼痛管理に関する臨床または研究

(3) 集中治療部、救急施設等における重症患者の管理に関する臨床または研究

(4) 中央手術部業務

※研究(国内・海外留学)に携わっている場合は、研究内容の説明(任意様式)・
在籍証明書・研究業績(論文のコピー等)を提出してください。

申請の受付期間

毎年5月1日～6月30日 消印有効

※申請締切日に Web 申請を行った場合の申請書類郵送受付の締切は 10 日後(消印有効)とします。

この期間までに申請書類を提出しない場合は申請無効となり、支払い済みの審査料は返還されませんのでご注意ください。

また、パソコン環境等を理由とした締切り後の申請についても特別措置はございません。
ご注意ください。

申請手順

Web 申請マニュアル(専門医新規・再認定)をご確認ください。

* Web 申請後、申請書類を事務局に送付し、申請完了となります。

* 申請後、認定審査委員会で書類審査を行い、本会の会員情報に登録されているアドレス宛にメールで可否をお知らせします。

* 申請書類について、詳しくは下記「申請書類について」をご参照ください。

申請書類について

下記の申請書類が必要です。押印等必要な対応後、必ず事務局へ送付して下さい。

1) 専門医新規認定申請書または提出必要書類送付書

2) 職務経歴書のコピー

・医師免許取得後から申請時現在に至る経歴の記載と、施設長の署名と
公印の捺印が必要です。

・施設長が勤務当時と申請時現在で異なる場合は、申請時現在における当該
施設の施設長の署名と公印の捺印で結構です。

・ご自身が施設長の場合は、自署の上、公印を捺印して下さい。

注)職務経歴書における公印の捺印は、全て施設の公印になります。

3) 麻酔経歴書のコピー

・医師免許取得後から申請時現在に至る経歴の記載と、麻酔科責任者の署名と
捺印が必要です。

・麻酔科責任者が勤務当時と申請時現在で異なる場合は、申請時現在における

当該施設の麻酔科責任者の署名と捺印で結構です。

・ご自身が麻酔科責任者の場合は、施設長の署名と捺印が必要です。

4) 臨床実績報告書 5 年分のコピー(各年度、施設毎に作成したもの)

- ・申請する年の 5 年前の 4 月 1 日から申請する年の 3 月 31 日までの実績を記載して下さい。認定病院での手術室の麻酔管理業務を含まない場合は、別途認定病院の手術室で麻酔管理業務を行った 1 年分の臨床実績報告書をご提出下さい。
- ・臨床実績報告書には麻酔科責任者の署名が必要となります。ご自身が麻酔科責任者の場合は、自署して下さい。ただし、ご自身が麻酔科責任者であっても非常勤の場合は施設長の署名として下さい。

5) 専門医実績目録のコピー

- ・申請する年の 5 年前の 4 月 1 日から申請する年の 3 月 31 日までの実績を記載して下さい。
- ・専門医実績目録については、記入要領を詳しくお読み下さい。
- ・専門医実績目録には、実績証明書類のコピーを添付して提出して下さい。

6) 写真票

- ・Web 申請画面から写真データをアップロードください。

7) 申請する年の 5 年前の 4 月 1 日から申請する年の 3 月 31 日までに発行された「AHA-ACLS または AHA-PALS プロバイダーカードのコピー」、あるいは「当該 ITC が発行した AHA-PALS または AHA-PALS プロバイダーコース受講終了を証明するもの」

* 上記指定期間内に発行されている証明は、有効期限が切れていても申請には有効とみなしません。

* 申請書類の原本は、お手元に保管しておいて下さい。

* 職務経歴・麻酔経歴がない期間や麻酔科関連業務に専従できない期間については、申請者の署名・捺印による理由書を添付して下さい。

理由書の様式は【麻酔科専門医新規(再認定)申請書類】の「理由書(サンプル)」を参照して下さい。

審査方法

①筆記試験、②口頭試験、③実技試験の3科目で審査します。
必要に応じて実地試験を行います。

審査料

審査料は受験科目ごとに10,000円です。Web申請画面の案内に沿って審査料を払い込んで下さい。クレジット決済またはコンビニ決済が選択できます。なお、既納の審査料は、認定されなかった場合を含め、いかなる理由があっても返還いたしません。

提出方法

任意の封筒をお使いいただき、必ず、『専門医新規申請用』と朱書きの上、原則として簡易書留もしくは宅配便でご送付下さい。

審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、指定期日までに提出が無い場合、書類審査を行わないことがあります。

登録手続

合格通知は本会の会員情報に登録されているアドレス宛にメールでお知らせします。

3科目すべてに合格した方は、認定審査委員会委員長からの認定通知を受領後、2週間以内に専門医登録料10,000円を払い込んで下さい。登録料の払込を確認後、年度末に認定証を送付します。2週間後納付が確認されなかった場合、合格は無効となりますのでご注意ください。

登録日は、認定審査に合格した年度の翌年度4月1日となります。

試験について

1. 試験日

原則毎年10月の第1金曜日、土曜日、日曜日に行いますが、試験運営の都合上日程が前後することがあります。

2. 受験科目の選択

- ・筆記試験、口頭試験および実技試験の受験科目は、自由に選択できます。
- ・同一年に複数科目の受験も可能です。ただし、科目ごとの受験日を自由に選択することはできません。

3. 合格科目の有効期限

合格科目の有効期限は、最初の合格科目の合格年から4年間です。

例えば、2017年の筆記試験に合格された方は、2021年までに口頭試験、実技試験の両方に合格しなければ、2017年の筆記試験の合格は無効になります。

4. 受験票、受験案内について

試験1ヶ月前頃に、書類審査に合格し受験資格を得た申請者には本会の会員情報に登録されて

いるアドレス宛に受験案内と受験票の出力方法をメールでご連絡します。
メールアドレス、勤務先等を変更された際は、速やかに学会ホームページの会員サイトで修正して下さい。

5. 試験の出題範囲について

試験範囲は、【麻酔科専門医新規(再認定)申請書類】の「教育ガイドライン第3版(試験範囲)」をご確認ください。

申請書類記入要領

1. 専門医新規認定申請書または提出必要書類送付書

2. 臨床実績報告書

臨床実績報告書には麻酔科責任者の署名が必要です。ご自身が麻酔科責任者の場合は、自署して下さい。ただし、ご自身が麻酔科責任者であっても非常勤の場合は施設長の署名として下さい。

ペインクリニックの場合は、1患者を1症例とします。

集中治療の場合は、1患者の主な疾患の術後管理を1症例とします。

※JSA 麻酔台帳をご使用の場合は【麻酔科専門医新規(再認定)申請書類】の「JSA 麻酔台帳からの症例抽出方法」に症例の抽出方法を掲載しておりますのでご確認ください。

3. 専門医実績目録

単位については、【麻酔科専門医新規(再認定)申請書類】の「実績目録単位表(2016/11/25版)」を参照して下さい。

※2017年度より、単位数を10分の1で換算しています。(例:年次学術集会への参加15単位⇒1.5単位)但し、手書申請書類の記載は旧単位でもご記入いただけます。

1)学術集会等への参加による実績.....3単位

①日本麻酔科学会年次学術集会への参加による実績を1回は含まなければなりません。

②日本麻酔科学会年次学術集会への参加による実績で3単位に満たないときは、単位表に掲げる学術集会への参加による実績を加算して下さい。

2)学術発表による実績.....2単位

①学術発表による実績には、『日本麻酔科学会が主催する学術集会での発表』あるいは『「Journal of Anesthesia」または「麻酔」への発表』のいずれかによる実績単位1単位以上の実績を含まなければなりません。

・不足する単位については、単位表に掲げる学術集会や学術出版物への発表による実績を加算して下さい。

②単位表に掲げられている学術集会や学術出版物等に発表したときは、以下に記載する単位を算定できます。

・筆頭発表者は単位表に掲げる単位をそのまま取得できます。

・筆頭発表者以外の発表者の単位は、単位表に掲げる単位を筆頭発表者を
含む発表者全員の数で割った数値とします。(小数点以下第3位を四捨五入)

4. 実績証明書類(コピーを送付のこと)

・学術集会への参加:当該学会の参加証。なお、日本麻酔科学会年次集会の参加証については、2006年度以降発行しておりません。
事務局でデータ確認いたしますので、参加証のコピー添付の必要はありません。

・学術集会への発表:抄録

注)証明書類として抄録と学術集会の名称、回、会期が確認できるもの(抄録の表紙またはHP)を併せてご提出ください。

・学術出版物への発表:当該論文のコピーまたは別刷

注)証明書類として論文のコピーの場合、出版物の名称、発行日、号が確認できるものを併せてご提出ください。

※実績目録の番号[1--(1)、1--(2)、2--(1)、2--(2)、3--(1)、3--(2)...]を

右上に記載し、番号順に重ねて左上をホッチキスで留めて下さい。

提出・問い合わせ先

〒 650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町1丁目5番2号

神戸キメックセンタービル3階

公益社団法人 日本麻酔科学会認定審査委員会

TEL 078-335-6078 FAX 078-306-5946